

前橋市公園条例新旧対照表

改正案		現行	
(指定管理者による管理) 第10条の2 次に掲げる公園施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。 (1)～(6) 省略 (7) <u>大胡ぐり一んふらわー牧場の各公園施設</u> 2～5 省略 別表第1(第8条、第13条関係)		(指定管理者による管理) 第10条の2 次に掲げる公園施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。 (1)～(6) 省略 2～5 省略 別表第1(第8条、第13条関係)	
公園名	有料公園施設の名称	公園名	有料公園施設の名称
省略		省略	
前橋こども公園	省略	前橋こども公園	省略
大胡ぐり一んふらわー牧場	バンガロー	大胡ぐり一んふらわー牧場	バンガロー
			1棟につき午前11時から午後3時まで1,670円、午後4時から翌日の午前10時まで3,350円
備考 省略		備考 省略	